

## 個別約款（一般料金契約）

2022年3月1日 実施

河内長野ガス株式会社

# 目 次

1. 用語の定義 .....	1
2. 適用条件 .....	1
3. 料金 .....	1
4. その他 .....	1

## 付則

1. 本個別約款の実施の期日 .....	2
----------------------	---

## 別表

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法 .....	3
2. 料金表 .....	3

## 1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「一般料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。

## 2. 適用条件

本個別約款は、お客さまが一般料金契約を希望された場合に、適用いたします。

## 3. 料金

当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。

## 4. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

## 付則

### 1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2022年3月1日から実施いたします。

## 別表

### 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は基本約款 19 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
  - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
  - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

### 2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)

#### (1) 適用区分

- 料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 B 使用量が 20 立方メートルを超え、60 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 C 使用量が 60 立方メートルを超え、180 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 D 使用量が 180 立方メートルを超え、300 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表 E 使用量が 300 立方メートルを超える場合に適用いたします。

#### (2) 料金表 A

##### イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1 ヶ月及びガスメーター1 個につき	847.00 円
--------------------	----------

##### ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1 立方メートルにつき	200.38 円
-------------	----------

##### ハ) 調整単位料金

- ロ) の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,417.17円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	171.87円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	1,967.17円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	162.71円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表D

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	3,061.67円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	156.62円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(6) 料金表E

イ) 基本料金 (消費税等相当額を含みます)

1ヶ月及びガスメーター1個につき	4,143.33円
------------------	-----------

ロ) 基準単位料金 (消費税等相当額を含みます)

1立方メートルにつき	153.02円
------------	---------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。